

被災者に対する宿泊施設提供事業(熊本県)

1. 目的等

大規模災害時にあって、高齢者、障がい者等であって避難所等での生活に特別の配慮が必要な方に対し宿泊施設を提供し、二次的健康被害の未然防止など被災者の保護を図る。

2. 事業の概要

(1) 対象者

自宅が被災し、避難所等で生活されている方のうち、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児など特別の配慮が必要な方とその家族

(2) 提供内容

宿泊施設、食事、入浴(専門的な介護、特別な配慮を要する食事を除く。)

(3) 提供期間

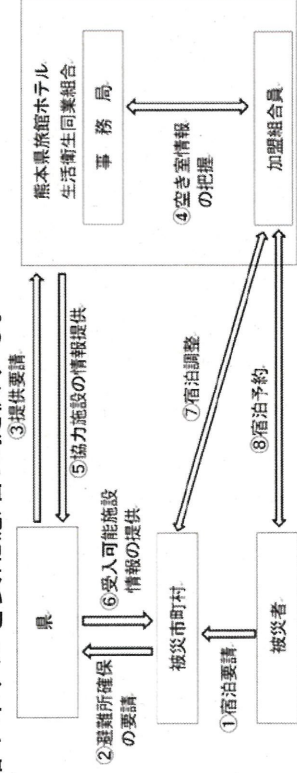
応急仮設住宅等の整備により避難所として利用する必要があるなくなるまで

(4) 費用

無料(国と県で負担)

(5) 事業の仕組み

被災市町村からの要請を受け、熊本県と熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合(以下「組合」という。)が締結した協定に基づき、組合から受入可能施設として情報提供のあった旅館やホテルを要配慮者に提供する。



被災者に対する宿泊施設提供事業の仕組みの概要

3. 根拠法令等

- ・災害救助法第4条第1項第1号
- ・災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書
(熊本県と熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合締結:
平成26年3月28日)

4. 宿泊施設の受入状況 (平成28年9月20日現在)

- ・受入施設数: 74施設
- ・受入者数: 2, 273人

(1.5次・2次避難支援事業)

※「被災者に対する宿泊施設提供事業」と異なる部分を抜粋

1. 目的等

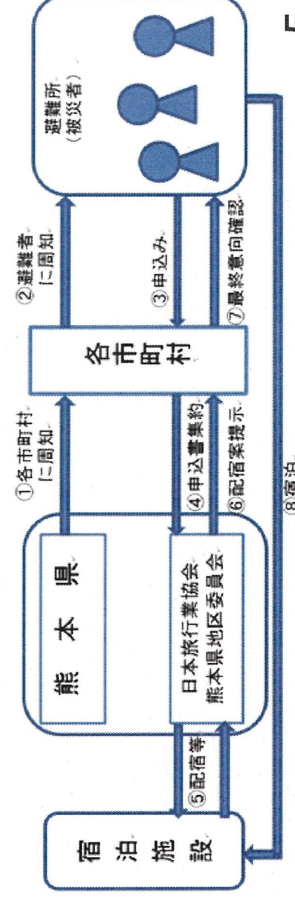
「被災者に対する宿泊施設提供事業」を補完し、一刻も早い宿と被災者のマッチングを実施することにより、避難所の環境改善を図る。

2. 根拠法令等

- ・平成28年熊本地震に係る宿泊施設の提供等に関する協定書
(平成28年5月15日締結)

3. 事業の実績

- ・受入施設数: 9施設
- ・受入者数: 90人



1.5次・2次避難支援事業の仕組みの概要

**熊本地震を踏まえた
応急対策・生活支援策の在り方について
(報 告 書) (抄)**

平成 28 年 12 月

中央防災会議 防災対策実行会議
**熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策
検討ワーキンググループ**

2-4. 要配慮者の避難を地域で支える仕組み

【現状と課題】

○要配慮者の円滑な避難が困難

- ・庁舎の被災等により、避難行動要支援者名簿の活用が困難な場合がある。
- ・要配慮者が本人の状況に応じた確かなケアができる避難所に避難できていない。
(発生しうる事態の例)
 - ※要配慮者の所在が把握できていない。
 - ※福祉避難スペースなどがない一般の避難所に要配慮者が避難。
 - ※支援者の被災などにより、避難行動要支援者の避難誘導が不十分。
 - ※一般避難者が福祉避難所に避難しており要配慮者を収容できない。
 - ※施設自体の被災等により福祉避難所が開設できない。

○福祉避難所の課題

- ・福祉避難所として指定されていなかった施設が開設すべきか市町村に問い合わせたものの明確な回答がなく、開設すべきかどうかの判断が困難な場合があった。
- ・周辺から一般の避難者が多数避難してきて、施設の職員が一般避難者の対応にとられ、要配慮者の受入れが困難な状況となる場合があった。結果的には避難者のケアをしてくれるNPOの支援によりケアができたものの、必ずしも福祉避難所としての機能が十分に果たせない場合があった。

○福祉避難所として利用可能な宿泊施設等について十分な活用が図られていない

- ・要配慮者が利用可能な施設について、発災後の状況把握が困難。また、要配慮者を、ケアしやすい場所に誘導・集約することについて、関係者の認識、事例の蓄積が不十分である。
- ・福祉避難所として要配慮者等が利用できる九州各県の旅館やホテルについて、利用促進が課題となった。

【実施すべき取組】

市町村において、福祉避難所の役割について地域住民への浸透を図るとともに、更に追加で福祉避難所として活用できる施設を確保するため、関係者との調整を進め、地域防災計画等でも周知する必要がある。福祉避難所に位置付けられた施設については、避難者の受け入れ訓練を関係者と連携して進めることが望ましい。

また、それらの取組の前提となる福祉避難所の確保・運営ガイドラインについては、様々な研修の機会等を通じて、市町村や各機関への周知に努める必要がある。